

第71回小田原市個人情報保護運営審議会会議録

- 1 日 時 平成29年11月13日（月） 午後3時から午後6時まで
- 2 場 所 小田原市役所 4階 議会会議室
- 3 出席者
 - (1) 会 長 小室 充孝
 - (2) 委 員 本田 耕一、加藤 敏夫、椎野 禎章、島貫 憲夫、成本 喜代子
※欠 席 秋葉 勝彦、丸山 秀和
 - (3) 事務局 柏木総務課長、望月行政情報係長、安部主事
 - (4) 説明員 (広報広聴課) 山口副課長
(地域政策課) 府川課長、川瀬主査
(健康づくり課) 茂川副課長、青木主任
(給水課) 山中課長、渡邊副課長
(高齢介護課) 鈴木副課長、星野主任
(福祉政策課) 塚田総務係長
(学校安全課) 川口課長、柏木給食係長
- 4 資 料 別紙のとおり
- 5 会議の概要
 - (1) 開 会
 - (2) 議 事

要旨は次の〈諮問審議〉のとおり

< 諮問審議 >

会 長 それでは諮問事項ア「通信回線を利用した個人情報の取扱いに係る措置の見直しについて」を審議いたします。内容の説明を求めます。

< 柏木総務課長、望月行政情報係長が資料1に基づき説明 >

説明員 それではご説明いたします。始めにこの諮問の趣旨を説明します。

コンピュータの通信回線上で個人情報を常時遣り取りできるようにすることを、一般的に「オンライン結合」と呼んでいます。この結合を行う一定の場合は、審議会に諮問を行って来ました。しかし、この諮問の根拠が分かりにくく混乱が生じているということで、しっかり整理するよう審議会からも、ご意見をいただきました。そこで今回、諮問の根拠について整理したものを皆様にお示しし、ご了解をいただこうとするものです。

それでは諮問書に沿って、できるだけ簡潔に説明します。「現在の措置状況」ですが、条例の第10条にオンライン結合を制限する規定があります。具体的には、実施機関が管理するコンピュータと実施機関以外の者が管理するコンピュータを結合し、実施機関が保有する個人情報を「提供」することを原則として禁止するものですが、一定の場合は、審議会の意見を聴く等して、例外的に提供が認められることとなっています。つまり、条例の文言上は、本市から個人情報を「提供」する場合に限り、制限があります。なお、ここでいう「オンライン結合」は、電子メール等による単発的なものは含まず、常時、オンライン上で個人情報のやりとりが行われる場合となります。この規定の運用ですが、近年の情報通信技術の進展により、本市でも様々な形で「オンライン結合」が利用される例が見られるようになりました。条例の文言上は、あくまで個人情報を「提供」する場合の制限ですが、セキュリティ上の問題として、提供の場合に準ずると考えられるものは、条例の規定を拡張的に解釈し、平成23年度から諮問を行うようになりました。

次に、課題と考え方ですが、現在、条例の拡張的な解釈が例外的なものではなくなり、結果として規定の運用が文言どおりではなくなっています。しかし、そうした運用実態が、個人情報取扱事務の所管課等に十分浸透せず、どのような場合に諮問したらよいか、混乱が生じてしまい、審議会からもご意見をいただいたように、課題となっています。そこで、別紙資料のとおり、国や神奈川県を取扱状況を見たところ、国では、提供の場合を含め、制限規定は設けられていません。また、神奈川県には、制限規定はあり

ますが、本市のように条例の拡張的解釈が行われている形跡はありませんでした。

こうしたことを踏まえ、今後の考え方をまとめましたが、現行の措置は見直したいと存じます。この場合、条例の制限規定を改正し、適用範囲を拡大する考え方がありますが、セキュリティ技術も向上が認められる中で、そこまでの措置は必要ないのではないか、むしろ、国と同様に、制限規定を撤廃することも考慮すべき状況ではないかと考えました。そこで、現行の規定は改正せず、かつ拡張的解釈は止めて文言どおりの解釈といたします。ただし、これまで拡張的解釈を行ってきた部分は、個人情報のセキュリティ確保の面から、当面は審議会にご意見をいただく意義はあると考え、「見直し措置」のとおり、措置を改めることとしました。この内容は、文言としては分かりにくいので、参考資料のイメージ図をご覧ください。

この図の点線の右側が、本市による個人情報管理エリア、左側が、本市以外の者による個人情報管理エリアです。「オンライン結合」により右側から左側に個人情報が提供される場合のみ、条例第10条に該当いたします。矢印の1となります。残りは矢印の2です。これは、本市の事務執行の中で「オンライン結合」により本市と外部との間で個人情報が遣り取りされる場合のものですが、いままでは、条例第10条の拡張的解釈を行ってきました。今後は、それを取り止めます。ただし、市は、個人情報保護運営審議会規則の規定に基づき、重要事項と認められるものについて審議会に諮問できることになっていますので、この重要事項としての諮問をさせていただきます。なお、点線の左側には、事務の委託先等も含まれてきます。以上で簡単ですが、説明とさせていただきます。

なお、今回の審議会では、この見直し措置に基づいた諮問（イ～カ）を、この後させていただきます。このイメージ図に、それぞれどのような形態の「オンライン結合」なのかをお示ししていますので、参考としてください。また、これらの諮問は、先ほど申し上げたとおり、いままでの諮問の取扱いが、個人情報取扱事務の所管課等に十分浸透しなかったこと等が原因で、既に事務事業自体は実施されていますが、諮問が前後することとなってしまう、大変申し訳ございません。しかし、それぞれこれまで、事件事故なく、適正に執行されております。今回御承認いただければ、引き続き実施をさせていただきます。

会 長 諮問イから諮問カについては、今回の見直し措置に基づく諮問という理解でよろしいですか。

説明員 はい、そのとおりです。

会 長 「オンライン結合による保有個人情報の提供」を開始するにあたり、当審議会へ諮問する根拠が不明確であり、諮問すべき案件に漏れが生じたことにより、見直し措置を求めていたところですが、この度説明のあった措置がとられたものです。諮問実施の判断は実施機関が行うものであり、御異議がなければ、今回見直しが行われた条例第10条の規定に準ずるもので、実施機関の判断で重要事項として諮問があった場合は、当審議会において審議するということよろしいですか。質疑はありますか。

委 員 諮問オに関してですが、クラウドサービスが条例第10条の規定の適用外というのはどのような整理なのですか。

説明員 これは、条例上の「提供」には該当しないという判断です。あくまでも外部サーバ上で、本市が個人情報を管理するという整理となりますので、条例上の規定には該当しないが、重要事項として今回諮問するものです。

委 員 外部サーバ上の個人情報の管理については、諮問書の現在の措置状況の項中、本市の各機関から外部への「提供」の場合以外という記載に当たるものですか。

説明員 はい、そのとおりです。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、諮問事項アを承認することに賛成ということよろしいですか。

(異議なし)

会 長 それでは、諮問事項アは承認することといたします。

会 長 次に、諮問事項イからオまでですが、内容に類似性が認められるため、審議時間の関係上、イとウ、またエとオをまとめて審議させていただきたいと存じます。

それでは、始めに、諮問事項イ「ふるさと応援寄附金PR事業」及び諮問事項ウ「おだわら市民交流センターUMECOホームページの運営」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

<広報広聴課及び地域政策課説明員入室 広報広聴課山口副課長が資料2に基づき説明>

説明員 それでは御説明いたします。ふるさと応援寄附金PR事業は、現在全国で多くの自治体で行われている事務となります。ふるさと納税をしていただいた寄附者に対し、返礼品を送付する自治体が多くなっていますが、本市でも同様に返礼品を送付しております。現在本市では、ふるさと納税の寄附者情報や返礼品送付事務においてトラストバンク、楽天、Yahooが運営するふるさと納税ポータルサイトを利用して寄附を受け付けております。寄附者がこのポータルサイトに、氏名、住所、電話番号、寄附金額、希望返礼品をオンライン上で入力し、本市がその寄附者情報を随時取得し入金管理や返礼品発注管理に利用している状況です。また、寄附者に対し、お礼状や寄附金受領証明書を発送する業務がございますが、こちらについては管財課がポータルサイトを活用しております。ふるさと応援寄附金の申込みは、ほとんどがポータルサイトから行われる状況にあり、全国の大半の自治体が既に導入しているものです。なお、安全確保措置についてですが、使用回線については、インターネット回線ではありますが、VPN設定やSSL使用により、不正アクセス等に対する防衛措置が図られております。

以上で説明を終わります。

<地域政策課府川課長が資料3に基づき説明>

説明員 それでは御説明いたします。資料個人情報取り扱い事務の諮問事案書をご覧ください。おだわら市民交流センターUMECOは市民活動の支援等を行う中間支援組織の機能を有する施設ですが、UMECOのホームページは市民活動団体がマイページを開設し代表者等の住所・氏名・連絡先を登録し、希望する範囲で連絡先などを公開することで、ホームページの閲覧者が直接団体とコンタクトをとることができるものであります。また、地域政策課及びUMECOの指定管理者が登録団体の情報を業務に使用

することができるものとなっております。

つぎにオンライン結合関係図をご覧ください。中段の「UMECOホームページ事業委託先業者事業用サーバ」でホームページを管理しておりますが、こちらは専用のサーバ室を設け、生体認証による入室管理の実施、監視カメラの設置のほか、外部からの不正侵入を防ぐため必要なファイアウォールの設定が行われているものであります。

上段の「UMECO登録団体個人端末」では登録者が自身の登録情報の提供を受けられることを示し、下段の「地域政策課業務用端末」「UMECO指定管理者業務用端末」は担当課と指定管理者が、登録団体の情報の提供を受けられることを示しております。それぞれインターネット回線（SSL）を利用しており、個人ID認証により管理することで安全を確保しているところでございます。

以上で説明を終わります。

会 長 質疑はありますか。

委 員 諮問事項イについて、諮問事案書の個人情報の流れについての記載内容についてですが、寄附者情報はポータルサイト事業者が管理を行うという理解でよろしいですか。

説明員 はい、そのとおりです。

委 員 諮問事項イについて、入金管理や返礼品発注管理の業務において、市は、ポータルサイトから情報を取得するということですか。

説明員 はい、そのとおりです。

委 員 諮問事項イについて、ポータルサイト事業者は3社となっているが、それぞれ違いがあるのですか。

説明員 システムはそれぞれ異なります。1社の利用でも問題はありませんが、寄附者の利便性を考慮して、本市では3社のポータルサイトを利用しています。

委 員 諮問事項イについて、市では広報広聴課及び管財課がポータルサイトを利用している

ようですが、各所管課が特定の事業者のポータルサイトを利用しているということですか。

説明員 3社がそれぞれ運営しているポータルサイトを市として利用しています。

委員 諮問事項イについて、管財課がポータルサイトを利用する理由は何ですか。

説明員 もともと、ふるさと納税が開始される前から寄附の窓口は、管財課となっております。寄附を受けると確定申告時に寄附金控除を受けることができますが、その控除を受ける際に必要な寄附金受領証明書の発行業務を管財課が担当している関係で利用しています。返礼品の発送については、広報広聴課が担当しています。

会長 諮問事項イについて、課税関係の所管課がこのポータルサイトを利用することはないのですか。

説明員 税控除の話になりますが、寄附を受けた自治体は、寄附金受領証明書を寄附者に発行し、寄附者は税務署で確定申告をすると、所得税と住民税から控除される仕組みとなっております。住民税については、翌年度分から控除されることとなり、各自治体間でやり取りが生じますが、このポータルサイトは利用せず、手作業での処理となります。

委員 諮問事項イについて、この事業を実施するにあたり、市が3社のポータルサイト事業者に依頼をしているのですか。

説明員 寄附という形になっていますが、市が返礼品のラインナップを準備し、それを各ポータルサイトに登録させてもらっており、寄附者がポータルサイト上で寄附に対する返礼品を選択するといった仕組みをとっています。その仕組みを活用するため、市は、3社のポータルサイトの利用申込みをして運営をしています。

委員 諮問事項イについて、寄附者の1人が、複数のポータルサイトで寄附の手続きを行った場合、市としては、申込みごとに処理を行うということによろしいですか。

説明員 はい、そのとおりです。

委員 諮問事項イについて、市が保有する個人情報を提供するというのではなく、ポータルサイト上に登録されている個人情報を市が取得するという理解でよろしいですか。

説明員 はい、そのとおりです。

委員 諮問事項イについて、個人情報の収集についてですが、これは本人から収集しているということですか。

説明員 はい、そのように理解しております。委託業者が市に成り代わって、本人から個人情報を収集しているものと整理しております。

会長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会長 それでは説明員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会長 では、審議に入ります。まず、諮問事項イについて、御意見いかがですか。

委員 市が個人情報を収集するのみで、提供はないということです。業務委託すること自体の問題があるかもしれませんが、今回の審議事項ではないですね。

委員 寄附者の個人情報の管理は、ポータルサイト事業者が行うということでしたが、民間事業者は、いわゆる「ビックデータ」として個人情報を様々な形で活用していくことが想定されることから、個人情報の管理をポータルサイト事業者が行うという点が少し気になりました。

事務局 委託契約の中で、取得した個人情報の取扱いの目的を制限しなければ、委員の言うとおり、ビッグデータ等別の目的に活用されてしまうということが危惧される場所です。各所管の判断で、契約の際には個人情報の取扱いについて徹底する必要があるかと存じます。

会長 諮問事項イについては、既に平成27年度から実施しているということですが、これまでは、諮問すべき案件かの判断がつかなかったところ、今回の見直し措置に基づいて諮問がなされたということですね。

事務局 はい、そのとおりです。

委員 ふるさと納税の件数はどの程度ですか。

事務局 件数は把握できていませんが、平成28年度は、寄附金額としては、十数億とかなりの金額を寄附していただいていると認識しております。ただし、逆に小田原市民が他の自治体に寄附される金額もあります。

委員 このポータルサイトには、個人氏名、住所等様々な個人情報が登録されるようですが、膨大な量にもなり得ることから、管理については徹底してもらいたいと考えます。

会長 使用回線で、SSL使用やVPN設定といった異なる回線が設定されているようですが、違いは何ですか。

事務局 インターネットを使用することは同様ですが、セキュリティの確保の仕方が異なるもので、参考資料に挙げさせていただいた順番でセキュリティレベルが高いものということのようです。

委員 回線はインターネット回線ですが、説明のあったセキュリティ措置により、個人情報のやり取りをする際は、暗号化されているため、セキュリティ上の問題は発生しないというイメージですね。

事務局 はい、そのとおりです。

委員 市民がこのポータルサイトを利用してふるさと納税した際は、市の個人情報の取扱いはどのようにになりますか。

事務局 私が知っている限りでは、市民に対する返礼品は認められてなかったようです。

会長 他に御意見はございませんか。

(意見なし)

会長 他に御意見がなければ、諮問事項イ「ふるさと応援寄附金PR事業」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますのですが、よろしいですか。

(異議なし)

会長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項イを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項イは承認することといたします。

会長 次に、諮問事項ウについて、御意見いかがですか。

会長 平成29年9月までは市が、それ以降は、UMECOの指定管理者が業者へ委託をしているということですね。

事務局 はい、そのとおりです。

会長 UMECOの指定管理者はどちらですか。

事務局 一般財団法人小田原市事業協会です。
活動している各団体が委託先のサーバに登録団体代表者及び連絡者の情報を登録し、市は、その情報について常時提供を受けるという形になっております。

会 長 他に御意見はございませんか。

(意見なし)

会 長 他に御意見がなければ、諮問事項ウ「おだわら市民交流センターUMECOホームページの運営」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

会 長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項ウを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項ウは承認することといたします。

会 長 では、次に諮問事項エ「特定健診・特定保健指導等費用支払及びデータ管理に関する業務委託」及び諮問事項オ「水道管路情報管理システムに係る機器賃貸借」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

<健康づくり課及び給水課説明員入室 健康づくり課茂川副課長が資料4に基づき説明(資料の語句訂正を含む。)>

説明員 それでは御説明いたします。国民健康保険被保険者に対し、特定健診・特定保健指導を実施することが義務付けられており、本市では、特定保健指導について、健康づくり課が担当することとなっております。この業務を実施するにあたり、保険者番号、保険

証番号、受診券整理番号、利用券整理番号、氏名、性別、住所、生年月日及び検診結果が必要となり、神奈川県国民健康保険団体連合会からオンライン上で当該情報を入手し、これを基に特定保健指導の実施や各費用支払い事務に利用しているものです。

以上で説明を終わります。

<給水課山中課長が資料5に基づき説明>

説明員

それでは御説明いたします。まず始めに、水道管路情報管理システムは、水道局で管理している配水管や給水管などの布設位置、口径、管の種類などの情報や工事竣工図、給水管台帳などをデータベース化して一元化し、地形図から管路情報を検索できるシステムであり、水道管路の事故やお客様対応など、業務の迅速化を図るために構築したシステムでございます。

このシステムで取扱いしている個人情報につきましては、参考資料として添付してある給水装置工事施行承認願、いわゆる給水台帳に記載されている給水装置所有者の住所、氏名、および裏面に記載される家屋の間取りと、給水装置使用者の氏名となります。

次に、オンライン結合の概要につきましては、水道局と契約業者の株式会社パスコが契約している市外のデータセンターとの間で、IP-VPN回線を使用し、常時水道局の端末からデータセンターのサーバにアクセスし、給水台帳の更新や管路情報の修正を行うなど、水道管路の情報を管理しています。

次に、オンライン結合を行う理由につきましては、水道は日常生活に欠かすことのできないライフラインであり、地震等の災害等から管路情報データを安全に管理するため、耐震性が高い外部データセンターに保管する必要があるため、また、常に最新のデータに更新しておく必要が求められていることから、データセンターとオンライン結合を行っています。この方式は、多くの水道事業体においても導入されており、水道事業体を指導監督している厚生労働省においても推奨しているものであります。

最後に、安全確保の措置につきましては、使用回線をIP-VPNとし、不正アクセスを防護しており、外部サーバへの不正アクセス対策としては、データセンターの出口と水道局の入口にファイアウォールを設置しています。また、契約業者はISO27001などの認証を受けており、安全対策水準を満たしています。なお、データセンターにおいては、24時間有人警備を行っておりセキュリティ対策は確保されています。

以上で説明を終わります。

会 長 質疑はありますか。

委 員 諮問事項オについてですが、災害時を考慮されているということですが、外部データセンターは小田原からどの程度の距離にあるのですか。

説明員 東京都の西部にございます。なお、個人情報のセキュリティ確保の観点から、委託事業者のみ詳細な場所を把握しており、所管課の給水課も詳細な場所は示されないこととなっております。距離にしますと100キロ圏内ということになるかと思えます。

委 員 諮問事項オについて、委託先の株式会社パスコはどのような会社なのですか。

説明員 主に水道関係情報をデータ処理する会社であり、本市では水道管路情報管理システムを利用しております。県内では秦野市、東京都では武蔵野市、また埼玉県、千葉県、静岡県でも導入実績があり、水道関係のデータを複合的、かつ、総括的にシステム化している業者となっております。本市では、具体的には、管路情報を取りまとめていただき、マッピングというデジタルデータ化することで、パソコン上で確認ができるような仕組みを構築していただいています。なお、おおもとは、測量会社です。

委 員 諮問事項オについて、オンライン結合関係図には、業者名の記載は無いが、業者は個人情報を取り扱うことはないということですか。

説明員 業者が保有しているデータセンターに個人情報が保管されているというイメージです。そのデータセンターに配置されている水道管路情報管理システム専用サーバと水道局の端末をオンライン上で結合し、常時アクセスできるもので、業者とのやりとりをしているわけではありません。

委 員 諮問事項オについて、データセンターの運営は株式会社セコムグループが行っているようですが、業者との関係性はどのような整理となりますか。

説明員 株式会社セコムグループが運営しているデータセンターを株式会社パスコが、一部間借りして専用サーバを設置しているものです。

会 長 諮問事項エについて、特定健診受診者情報は端末で閲覧するのみですか。それとも、必要な情報をデータ取得して業務に利用するのですか。

説明員 整理番号等を付けるため、閲覧のみではなく、取得することとなります。ただし、閲覧が主となります。

会 長 特定健診受信者情報は、市の端末でデータ取得することが可能なのですか。

説明員 端末は、神奈川県国民健康保険団体連合会から借用しているもので、一定の設定により、データ取得することが可能です。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 では、審議に入ります。まず、諮問事項エについて、御意見いかがですか。

委 員 開始時期が平成20年4月からとなっていますが、これまで諮問されなかったのはなぜですか。

事務局 条例第10条第2項の規定に基づく本来の諮問事項ではありませんが、見直し措置に基づき、諮問対象である、「重要事項」に整理されたことから、今回の諮問に至ったものです。

会 長 同案件に関する個人情報の入手について、本人以外の者からの収集として本審議会への諮問が過去にありましたか。

事務局 業務委託という認識であれば、本人以外からの収集ではないと思われます。いずれにしましても、オンライン結合に係る諮問については、今回が初めてです。

委員 使用回線は広域イーサネットという専用回線を利用しているようですが、これは全国共通の回線となります。いわゆるインターネット回線とは異なり、閉鎖的でセキュリティレベルが高い回線であることは確かです。よってこれまで諮問してこなかったことが推測されます。

会長 特定健診は、一定の年齢に到達した方が、補助を受けて受診することができる検診ですか。

事務局 はい、そのとおりです。

委員 特定保健指導の対象者は、国民健康保険被保険者ですか。

事務局 はい、そのとおりです。

会長 他に御意見はございませんか。

(意見なし)

会長 他に御意見がなければ、諮問事項エ「特定健診・特定保健指導等費用支払い及びデータ管理に関する業務委託」について、承認・不承認の採決をしたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

会長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項エを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項エは承認することといたします。

会 長 次に、諮問事項オについて、御意見いかがですか。

会 長 これは、単純に外部サーバを市が借りているという理解でよろしいですか。

事務局 はい、そのとおりです。

委 員 確認を忘れていましたが、株式会社パスコに個人情報等のデータを提供することはあるのですか。

事務局 少なくとも、オンライン結合上での提供はないと認識しております。

会 長 株式会社パスコがサーバのメンテナンス等のために、個人情報を確認することはあるのですか。

事務局 管理の一環としての確認作業はあるかと推測されますが、業者に対して市が個人情報を提供することはありません。

委 員 災害時の対策としても、外部サーバが利用されているということでしたが、他の業務でも同様の例はあるのですか。

事務局 東日本大震災で内部サーバが大きな被害にあったことから、外部サーバの重要性を認識しており、他の業務でも外部サーバを利用し、対策を図っております。

委 員 外部サーバを利用している他の業務も、本審議会に諮問しているという理解でよろしいですか。

事務局 はい、そのとおりです。

委 員 情報は紙媒体での保管もしているのですよね。

事務局 はい、そのとおりです。

会 長 他に御意見はございませんか。

(意見なし)

会 長 他に御意見がなければ、諮問事項オ「水道管路情報管理システムに係る機器賃貸借」について、承認・不承認の採決をしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

会 長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項オを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項オは承認することといたします。

会 長 ここからは、個別に審議をさせていただきます。それでは、諮問事項カ「地域包括支援センター業務支援システム運用事務」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

< 高齢介護課説明員入室 鈴木副課長が資料4に基づき説明（資料の語句訂正を含む。） >

説明員 それでは御説明いたします。地域包括支援センターは、介護保険法の規定に基づき各市町村の設定圏域に設置されております。本市においても業務委託契約に基づき、高齢者や家族の相談を受け付けたり、高齢者を見守ったり、心身の状態に合わせた支援を提供する高齢者やその家族のための総合的なサービス拠点として設置されております。

本市では、平成18年度に5箇所設置され、第6期おだわら高齢福祉介護計画に基づき、段階的に増設し、最終的に12の日常生活圏域に1箇所ずつ設置する計画であり、平成27年度に2箇所、平成28年度に1箇所、そして平成29年度に4箇所増設し、現在12箇所設置されているものです。平成18年度以降、高齢介護課及び各地域包括支援センターでは、地域包括支援センター業務支援システムを使用しており、高齢介護課のサーバと各地域包括支援センターに市が設置している専用端末をネットワーク化し、介護保険被保険者に係る基本情報や介護保険認定情報、相談・支援経過記録等を両者で情報共有し、高齢者等の支援にあたっております

次にオンライン結合による取扱個人情報についてですが、65歳以上の者及び40～64歳の者のうち、要介護（要支援）認定を受けている者の郵便番号、住所、氏名、性別、生年月日、年齢、個人番号、介護保険被保険者番号、交付年月日、認定年月日、認定の有効期限、要介護度、負担割合証情報、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等に関する相談記録及び支援記録の経過情報を取り扱っております。

現在の状況についてですが、地域包括支援センター業務支援システムは、介護保険に係る資格、介護保険料の賦課、徴収、要介護認定、介護給付等に関する情報を管理するシステムから介護保険被保険者に係る基本情報及び介護保険認定情報等を取り込みデータベース化して運用しております。安全性の高い回線であるフレッツVPNワイドの使用により、各地域包括支援センターに市が設置している専用端末から高齢介護課のサーバへ常時アクセスすることを可能とし、システム上で各圏域の対象者の住所や氏名、介護保険認定情報等を確認できるようになっております。また、相談内容や支援継続等に関する記録等を各地域包括支援センターと高齢介護課で共有化することにより、迅速かつきめ細かい対応が可能となっているものでございます。

オンライン結合を行う理由についてですが、本市では現在、市内の12圏域の地域包括支援センターに総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等を委託しておりますが、業務を円滑に実施するために、正確な要介護（要支援）認定情報等を迅速に提供する必要があります。オンライン結合をすることにより、必要な情報を適時的確に提供することが可能となり、適切な支援が図られるほか、事務が効率化され、高齢者等の支援の向上につながられるものと考えております。なお、市町村と地域包括支援センターとの情報共有を図るため、全国的にも類似の提供が行われており、また、一般財団法人長寿社会開発センターが作成した「地域包括支援センター

運営マニュアル」において、行政情報を地域包括支援センターと共有する際の工夫や効果等に関する事例としてオンライン結合が取り上げられております。

安全確保措置についてですが、地域包括支援センターには本市が専用端末を設置しており、安全性の高い回線であるフレッツVPNワイドの使用により、高度なセキュリティを確保しております。さらにファイアウォールを設置し、防御措置を講じております。物理的なセキュリティ対策としては、すべての地域包括支援センターの専用端末に盗難防止用のセキュリティワイヤーを取り付けております。また、ID・パスワード管理により、システムの操作者の限定を行っております。高齢介護課担当職員及び地域包括支援センター職員にはそれぞれ各個人に対し、ID・パスワードを割り振っており、誰が操作しているかわかるようになっております。地域包括支援センターからは各圏域内の情報のみ確認できる設定にしております。

開始時期についてですが、平成18年7月1日の地域包括支援センター設置時から、地域包括支援センター業務支援システムの使用を開始しております。平成12年4月に介護保険法が施行され、平成17年の介護保険法改正により、本市においても地域包括支援センターが設置されました。地域包括支援センター業務支援システムは地域包括支援センターの設置に伴い、導入したものであり、個人情報情報を行政と地域包括支援センターで共有化するものであるため、本来であれば、導入する際に小田原市個人情報保護条例に基づき、本審議会に諮る必要がありましたが、これまで諮問が行われておりませんでした。なお、平成18年7月1日に導入してから、これまで個人情報等の流出は発生しておりません。

以上で説明を終わります。

会 長 質疑はありますか。

委 員 これまで個人情報の流出は発生していないとのことですが、アクセスログ等の確認はしているのですか。

説明員 ID、パスワードで管理しておりますが、システムの開発元でアクセスログを取り、誰がどの時間にアクセスしたのか、確認は可能となっております。

委 員 どのような情報がダウンロードされたのか確認することも可能ということですか。

説明員 ダウンロードはせず、端末で閲覧し、支援するというイメージです。

委 員 地域包括支援センターの組織についてですが、統括する組織は存在するのですか。

説明員 統括の役割は、高齢介護課の地域包括支援係が担っており、12箇所の地域包括支援センターを管理しております。

委 員 市が管理しているということですね。

説明員 はい、そのとおりです。

委 員 市が地域包括支援センターを管理しているが、組織としては別の組織という理解でよろしいですか。

説明員 地域包括支援業務は、他市ですと、直営で実施していることもあるが、本市では、本来は市でやる業務を12の法人に委託契約をして業務を担ってもらっております。その管理について本市高齢介護課が担っているということです。

委 員 12の法人とそれぞれ委託契約を締結しているのですか。

説明員 それぞれのセンターごとに法人と締結しておりますが、複数の地域包括支援センターを所管する法人もございます。法人の種類としては、社会福祉法人、民間事業者、医療法人の3種類となります。

委 員 一般的に地域包括支援センターは市が設置することになるのですか。

説明員 はい、一般的にはそのようになります。

会 長 そうすると、地域包括支援センターに市が業務を委託しているというのは言葉としては誤りで、社会福祉法人等に市が業務を委託しているという理解でよろしいですか。

説明員 はい、そのとおりです。

委員 取扱個人情報の項目名に、「個人番号」とありますが、これはどのような情報でしょうか。

説明員 介護保険業務において利用される整理番号のようなものです。

委員 取扱個人情報の項目名に「認定の有効期限」とありますが、これは履歴が分かるものですか、それとも現状のものですか。

説明員 毎日更新される介護保険システムの情報から本システムにデータを反映しているため、最新の情報が確認できることとなります。

委員 現状の情報のみということですか。

説明員 認定情報は蓄積されるので、本システムで過去の認定情報も確認することは可能です。

会長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会長 それでは説明員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。

<質疑応答終了 説明員退室>

会長 では審議に入ります。諮問事項カについて、御意見いかがですか。

委員 諮問事項とは関係ないかもしれませんが、オンライン結合時の使用回線について、市の業務で様々な形態の回線が使用されているようですが、統一するのが好ましいと思ひ

ます。

事務局 セキュリティレベルの高い回線を選択することができれば一番良いのかもしれませんが、セキュリティレベルを上げることで費用が高くなることもあり、予算の関係上、全ての回線を統一することには限界があるのが現状です。

委員 介護認定等の情報は、災害時等の支援に活用する必要性があることから、データをより安全に確保する対策が求められると考えます。

会長 ちなみに、以前諮問のあった災害時要援護者の名簿は紙媒体でしたよね。

事務局 はい、そのように記憶しています。

委員 ネットワークの安全性が問題となっておりますが、それとは別に、システムを操作する人の限定をどの程度行っているかという点も重要かと思えます。そうした点について、付帯意見を付けることも検討されてくると思います。

委員 オンライン結合開始当初はID・パスワード管理により最善策を図ったと思いますが、現在では操作者の特定のための指紋認証等も容易にシステムに導入できるかと思えます。セキュリティ技術の進展も踏まえ、積極的な導入の検討が望まれるかと思えます。

会長 指紋認証の導入は難しいものではないのですか。

委員 現在では容易に導入が可能かと認識しております。指紋認証を導入することでID・パスワードの設定が不要となり、セキュリティの向上に加え、利便性も高まるかと思われます。

委員 事務開始から10年以上経過し、技術面も進展していることから、積極的な検討が望まれるかと思えます。

事務局 所管課からの説明ですと、操作者の限定をしているとのことでしたので、おそらく、

センター長とチーフ等に限定してID・パスワードを交付しているかと思われませんが、正確には所管課に確認が必要となります。

会 長 委託契約時に契約書上で操作者の限定については規定されているものと理解してよろしいですか。

事務局 はい、そのとおりです。

委 員 本件の情報は、本来、市が厳重に管理すべき個人情報に属すると思います。また、オンライン結合先も分散していますので、安全管理に関して付帯意見を付してもよい案件ではないかと思います。

委 員 取り扱う個人情報により、安全管理に違いがあってもよいと思います。

会 長 確認ですが、諮問事項カは、見直し措置に基づく重要事項としてではなく、本来のオンライン結合による提供に関する諮問という整理でよろしいですか。

事務局 はい、そのとおりです。所管課に認識の誤りがあり、諮問が遅延してしまいました。

会 長 前回の審議会で諮問された水道局の案件は、今回の見直し措置により整理された「重要事項」に分類される案件でしたが、その際も諮問の遅延に対する付帯意見を付した記憶があります。諮問事項カについては、本来諮問すべきオンライン結合に該当することからも、諮問の遅延に対する付帯意見を付すべきと考えます。また、本事案に係る個人情報は、特に慎重な取り扱いを要するものであり、セキュリティ確保の強化についても言及する必要があるかと思います。セキュリティ確保において指紋認証等の導入が時代の趨勢であるならば、助言すべきですし、ID・パスワード管理が一般的であるということであれば、付帯意見は付さないという考え方になるかと思います。

事務局 より安全性の高いセキュリティ確保を検討してほしいといった趣旨の付帯意見を付すべきかの判断になろうかと思えます。

委員 やはり、介護に関する個人情報、デリケートな情報であると考えられるため、セキュリティ強化に対する付帯意見も必要ではないかと思います。

会長 付帯意見を付けて採決するというのであれば、一つ目は、運用開始後、諮問されずに10年以上経過していることから、諮問が遅滞してしまったことについては遺憾であるといった趣旨とし、二つ目は、個人情報が介護認定を含む極めてデリケートな情報であるため、委託先の操作者がID・パスワードで制限されているとしても、技術的な進歩があることから、指紋認証を含めた管理をすることも検討されたいといった趣旨とし、その文言は事務局に委ねることで採決したいと存じますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項カを付帯意見を付けて承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項カは付帯意見を付して承認することといたします。

会長 次に諮問事項キ「外国籍高齢者・障害者に対する福祉給付事務」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

<福祉政策課説明員入室 塚田係長が資料7に基づき説明>

説明員 諮問事項としましては、外国籍高齢者・障害者に対する給付対象者の抽出のための必要情報の収集に係る目的外利用についてです。諮問の理由ですが、本市に在住する外国籍市民等で、国民年金法において、国籍条項により国民年金制度への加入が認められず、その後国民年金改正法によっても、なお公的年金を受給することができない外国籍高齢者・障害者を作為的に抽出することにより、給付対象の可能性のある市民に対して通知し、その者の福祉向上を図るものです。

次に個人の類型ですが、別紙にもありますとおり、住民基本台帳リスト、障害者リス

ト、年金の受給者リスト、生活保護被保護者リスト、特別養護老人ホーム入所者リスト及び課税・非課税者リストの計6点の個人情報リストを利用対象としています。

個人情報の収集先ですが、年金情報については、日本年金機構に、その他市の保有する情報については、戸籍住民課、生活支援課、高齢介護課、障がい福祉課、保険課及び市民税課を対象としています。

本人通知の実施の有無ですが、給付対象者に対しては、申請のご案内として通知したいと考えています。非該当者に対しては通知等の発送を予定しておりません。理由としましては、給付業務となりますので、非該当者への通知はかえって混乱を招く恐れがあるというのが所管の考えであります。

参考に、支給対象者数把握までのフローを添付しましたが、まず高齢者については、住民基本台帳で市民であることを確認し、公的年金の受給の有無、生活保護受給の有無、特別養護老人ホーム入所の有無、前年の所得の有無といった流れで支給対象者を把握するために活用していくものです。次に障害者ですが、同様に、住民基本台帳で市民であることを確認し、初診日や障害者手帳の取得の有無、等級の内容を障がい福祉課に確認し、生活保護受給の有無、特別養護老人ホーム入所の有無、公的年金の受給の有無、前年の所得の有無といった流れで調べさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

会 長 質疑はありますか。

会 長 確認ですが、この事務は今年度1回限りのものですか。

説明員 平成10年度に要綱を定めており、その当時に調査を行った該当者に対してこれまで給付しておりますが、その後転居等が原因で対象者に漏れが生じていることもあり得るのではないかと考え、20年ほど経過はしてしまいましたが、今一度対象者の確認作業を行いたいというのが所管課の考えです。

会 長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。

＜質疑応答終了 説明員退室＞

会 長 では審議に入ります。諮問事項キについて、御意見いかがですか。

委 員 公的年金を受給していないという情報は目的外利用に該当するのですか。

事務局 給付対象者であるかの確認のために利用する年金の情報は、本来の目的とは異なるため目的外利用に該当します。

委 員 諮問事項キは、個人情報の目的外利用と本人通知の実施の有無に関する2点についての諮問という理解でよろしいですか。

事務局 はい、そのとおりです。

会 長 日本年金機構からは、目的外利用ではなく、本人外収集をするということですよ。

事務局 そのとおりです。諮問事案書の諮問事項に記載漏れがありました。申し訳ございません。

会 長 他に御意見はございませんか。

(意見なし)

会 長 他に御意見がなければ、諮問事項キ「外国籍高齢者・障害者に対する福祉給付事務」について、承認・不承認の採決をしたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

会長 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項キを承認することに賛成の方

は、挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

会 長 全員賛成と認めます。よって、諮問事項キは承認することといたします。

会 長 次に諮問事項ク「給食費徴収方法変更に伴うデータ作成業務」について審議に入りたいと存じます。内容の説明を求めます。

説明員 <学校安全課説明員入室 柏木係長が資料8に基づき説明(資料の語句訂正含む。)>
まず、本市の学校給食の概要についてご説明いたします。学校給食に係る食材費については、保護者負担とすることが学校給食法で規定されております。本市では、小学校25校、中学校11校、幼稚園2園で給食を実施しております。給食費は、現在、小学校は月額4,300円、中学校は月額5,000円、幼稚園は月額3,900円であり、給食のない夏休みなどを除く月の給食費を徴収しております。徴収の方法は小中幼38校(園)のうち、集金袋に現金を入れて児童生徒が持参する手集金は35校(園)、学校指定金融機関で保護者の口座から学校口座への引落としが3校となっており、口座引落としをしている3校の引落とし手数料は、保護者負担となっております。

次に給食費の徴収方法を全市的に変更することになった経緯としまして、新聞報道等されましたのでご存じかと思いますが、4月に小田原市内の小学校で給食費約120万円が盗難される事件が発生しました。本市では、3年ごとに「小田原市学校給食費検討委員会」(学校長、園長、保護者、栄養士の各代表14名)を開催し、現在の給食費の金額の妥当性を検討しておりますが、この事件を受けまして、給食費の金額のほかに、徴収方法等取扱いについても検討がされました。その結果、学校でまとまった額の現金を扱うリスクや子どもが現金を持ち歩くリスクなどを勘案し、給食費の徴収方法を現金の手集金から口座引落としに変更すべきであることと、徴収方法を変更するに伴い、未納金額が増えることが想定されるため、督促などの未納対策は教育委員会が中心に行うべきであるとの報告がありました。その報告を教育委員会で検討し、平成30年4月分から、全市的に、給食費の徴収方法を手集金から口座引き落としに変更する方針を決定しました。この決定については、学校に対しては校長会において説明し、保護者に対しては、学校を通じて配布するべくお知らせの文書を送付したところです。

事務の流れについては、別紙フローチャートをご覧ください。口座引き落としに移行する準備として、今年度中に在校生分の管理台帳を作成します。具体的には、教育委員会教育指導課で管理している学齢簿システムから、学齢簿システムで管理している個人情報のうち、来年度からの給食費徴収の対象となる児童生徒約12,000人分の個人情報（児童生徒の氏名、生年月日、性別、住所、個人番号（マイナンバーではなく住民基本台帳上の番号）、保護者氏名）を抽出し、管理台帳のもととなるデータを作成します。学齢簿システムとは、資料にございますが、学校教育法施行令で規定されている学齢簿の編成を、データで行っているもので、児童生徒の就学状況、保護者情報、異動情報等を把握し、処理しているものです。編成にあたっては、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行うことが同施行令で規定されています。学齢簿システムから抽出したデータで作成した管理台帳に、保護者から提出いただく口座引落とし依頼書のデータを追加して、台帳を完成させます。この台帳に、学校から報告される、定額徴収とされない児童生徒の不定金額等のデータをマッチングさせ、該当月の口座引き落としデータを作成します。作成した引落とし用のデータは、金融機関ごとにCD又はDVDに焼きこみ、各金融機関と手渡しでやり取りをいたします。引落とし終了後には、結果を台帳に反映し、引き落としができなかった保護者に対して通知を行ったり、未納が続いている保護者に対して督促をしていきます。フローチャートの⑤～⑨を毎月繰り返します。主な事務の流れは以上です。

対象件数が12,000件と大量になることから、本人から収集するよりも、既存の個人情報を活用する方が合理的であると考え、今回諮問させていただくことになりました。なお、第9条第2項に規定されている本人通知ですが、通知を要する対象者が大量であり、かつ本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合、の類型3を適用し、省略することと考えております。また、個人情報の管理につきましては、資料のとおり、紙媒体は鍵のかかるキャビネットで保管、データはパスワードで管理することといたします。

以上で説明を終わります。

会 長 質疑はありますか。

委 員 学齢簿システムのデータを抽出し、新たに管理台帳を作成するという説明がありましたが、学齢簿システムに口座引落としデータを組込むという発想はなかったのですか。

説明員 他市ではデータを組込んで運用している例もあるようですが、本市は公会計でなく、私会計であるため、公金扱いではないことから、学齢簿システムには組込めないことになっております。

事務局 今回の説明に補足しますと、公会計は、給食費を市の一般会計に歳入として処理を行い、歳出として給食の材料費等の支出に充てることとなります。しかし本市では、私会計の制度となっており、給食費は学校給食会にお渡しをして、学校給食会が給食の材料等の支出に充てているものとなります。よって学齢簿システムにデータを組込むことは難しいものと教育委員会で判断しているものです。

会長 今回の話からしますと、市が保有する個人情報や学校給食会に提供するというような感じがします。

委員 全面的に引落しにすることについて既に保護者は承知済みですか。

説明員 今年度実施いたしました学校給食費検討委員会の構成員として保護者代表として8名ほどおり、その際に説明していることに加えて、各学校に対し保護者向けのお知らせの文書を送付したところです。また新聞報道等でも説明がされております。保護者にはこれから通知が行われます。

委員 これまでは、現金で集金をしているとのことですが、その際の管理システムは存在しますか。

説明員 学校ごとに集金方法や管理方法を定めておまして、学校独自の管理簿を作成し、運用しておりました。

会長 他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは説明員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。

＜質疑応答終了 説明員退室＞

会 長 では審議に入ります。諮問事項クについて、御意見いかがですか。

会 長 小田原市と南足柄市の合併に係る市民アンケートを実施する際に、同様の諮問があったかと思いますが、個人情報はどこかに目的外提供する、という扱いでしたか。

事務局 合併協議会に目的外提供する扱いでした。

会 長 そうすると、本事案についても、学校安全課の目的外利用ではなく、学校給食会への目的外提供ということになりませんか。

事務局 学校給食会の事務ということでしたら、そのようになるかと思えます。

会 長 引落された給食費は学校給食会の口座に入金されるということでしょうか。

事務局 市の歳入ではないため、学校給食会の口座に入金されることが想定されます。よろしければ、個人情報の目的外提供に該当するかについて再度担当者に確認し、目的外提供に該当するようであれば、諮問事案書を修正させていただきたいと思えますがよろしいでしょうか。

会 長 お願いします。

委 員 口座引落手数料は発生しますか。

事務局 手数料は保護者負担となります。

＜学校安全課説明員再入室＞

委員 引落口座は学校ごとに指定するのですか。

事務局 学校ごとに指定します。そして同じ金融機関に保護者に口座をつくっていただき、引落日に引き落とされるという形になります。

会長 学校指定口座に入金された給食費は、その後どちらかの口座に入金されるのですか。

説明員 学校指定口座から学校給食会指定口座に入金されます。

委員 端的に言えば、これまで学校が現金で扱っていた給食費が、今後は学校指定口座への引き落としに変わる、ということですね。

説明員 はい、そのとおりです。

会長 確認したいのですが、本案件は、個人情報の目的外利用として諮問されていますが、学校給食会に対する目的外提供に該当するのではないかという意見がでております。ちなみに、個人情報のデータは各学校の管理となるのですか。

説明員 各学校ではありません。

会長 そうすると、個人情報を扱うのは、学校給食会なのか、学校安全課なのか、ということですね。

説明員 学校給食会との関係ですが、学校給食会の事務局を学校安全課が担っています。

会長 形式論ですが、目的外利用をする主体が市でなく学校給食会なのであれば、「目的外利用」ではなく、「目的外提供」として審議することが適切であると考えます。

説明員 実際の実務は学校給食会の職員が担っております。事務局は学校安全課ではありますが、学校給食会として収入し、支出していますので、その意味では学校給食会に対する「目的外提供」とするのが適切かもしれません。

会 長 最終的には、実施機関の判断になるかと思いますが、事務局としてはいかがですか。

事務局 これまでの話から、本事案については、「目的外利用」ではなく、「目的外提供」としての諮問に修正させていただければと思います。

説明員 そのようにお願いいたします。

<質疑応答終了 説明員退室>

会 長 それでは、本事案は個人情報の「目的外提供」に関する諮問に修正する扱いになりました。よろしくお願いいたします。

委 員 これまでのように、保護者が現金を持ってきた場合は、どのように処理されるのですか。

事務局 やむを得ない場合は、各学校が入金処理を行うことがあるかもしれません。

委 員 学校関係のその他の支払いは、全て現金であると認識しておりますが、口座引落しの方法で支払うことは給食費以外にあるのですか。

事務局 基本的には現金であると認識しております。ただ、冒頭でも説明がありましたが、今年の4月に給食費の盗難事件が発生し、その際に集金を担当した保護者が非常に責任を感じてしまっていると聞いております。そのようなことも、口座引落としへ変更することとなった理由の1つとなったようです。

会 長 金融機関とのデータのやり取りが、手渡しということで原始的な方法であることから、紛失のおそれ等、情報管理の部分が少し気になります。

委 員 未納の場合の督促は、各学校が行うのですか。

事務局 資料を見ますと、学校給食会の事務局である学校安全課のようです。なお、従来ですと、生徒が在籍中は各学校が、卒業後は所管課が行っておりました。

会 長 学校給食会は、各学校に支部のようなものがあるのですか。

事務局 分科会のようなものがあると思われます。

委 員 入金先口座の名義は学校長なのですか。

事務局 おそらくそうではないかと思えます。先ほどにも話がありましたが、本来であれば公会計化し、全てを市の歳入として受け入れ、市が支出すれば良いのではないかという話もでております。ただし学校ごとに規模にばらつきがあることや、アレルギー対策等で細かく食材を指定したりもしているのです、調理施設によっては財源が不足してしまうこともあるようです。そこで学校給食会がその財源について融通を利かせてやりくりすることができるようになっているのが現状のようです。

委 員 目的外提供自体は問題ないとは思いますが、事務の煩雑さや個人情報漏えいのリスクについてデメリットもあると個人的には思いました。

事務局 確かに、金融機関とのやり取りがCDである点等は不安があるかとも思えます。

委 員 確認ですが、給食の材料費等の支払いについては、学校安全課は直接的には関わっていないですか。

事務局 支払いの事務は学校安全課が実施しますが、支払い名義は学校給食会となります。

会 長 給食の材料は、実際には各調理場で購入しているのですか。

事務局 はい、そのとおりです。購入した材料が各学校と給食センターに配送され、その費用が記載された伝票が学校安全課に送付され、支払い事務は同課が担当するということです。なお、伝票のあて名は、学校給食会となり、支出時の名義も同様となります。

会 長 承認はするにしても、情報のやり取りがCDによる手渡しということから、個人情報の管理は注意するよう徹底されたいという趣旨の付帯意見をつけて採決することも考えられるかと思えます。

会 長 給食費の滞納状況というのは、各学校でも把握されるようになりますか。

事務局 これまでと同様、把握されると思えます。

委 員 口座引落としになることで、今後の支払いの手間も省けますし、盗難等のリスクも防げますのでメリットはあるかと思えますが、指定された銀行口座を開設しなければいけないこともあるので、果たして保護者の同意が得られるのかは疑問ではあります。

会 長 提供する市側に対しての付帯意見にはならないので、付帯意見は余計なものになるとも考えられますね。

委 員 学齢簿システムは各学校も利用することができるのですか。

事務局 はい、可能です。

委 員 各学校で学齢簿システムを利用することができるのであれば、盗難対策を含めて、学校ごとに口座振替を行うかどうかを決定できるようにした方がよかったとも思います。

事務局 学齢簿システムについて説明しますと、まず、これは教育委員会の教育指導課が原簿を持っています。従来は年度当初にその写しを各学校に紙媒体で配布していましたが、昨年度からこのシステムが導入され、各学校がシステムをデータ共用できるようになったものです。

会 長 口座振替でなくても、これまでも給食費管理のために、学齢簿にある情報を学校給食会に提供していたということにはなりませんか。

事務局　　これまでは、保護者から提出される氏名と金額、つまり集金袋に記載されている情報のみ学校給食会としては把握していたことになるかと思えます。

会　長　　今後は未納通知等の業務が発生することから住所等の情報が提供されるということですか。

事務局　　はい、そのとおりです。

会　長　　付帯決議がなくても答申に常時付される定型文言に、個人情報の取扱いに対する一般的な注意事項は記載されますよね。

事務局　　個人情報の漏えい防止等、個人情報の適正な管理を十分に行ってくださいといった趣旨の文言が記載されます。

会　長　　保護者の大筋の理解が得られれば提供を認める、というような条件付けも可能ですか。それとも、もう方向性は出ているのですか。

事務局　　説明のあったとおり、本市学校給食費検討委員会の中で、平成30年度から実施することで決定しております。

委　員　　口座振替への変更について同意する保護者が少数であっても実施し、その後の課題は別に検討するというのでしょうか。

事務局　　そのようになるかと思えます。

会　長　　情報提供後の情報管理や情報提供する際の条件などであれば、本審議会からの意見を付けることができると思いますが、制度変更の可否それ自体に意見するものではないでしょうね。

委　員　　この案件は、一般的な注意事項が付されればよいのではないかと思います。

会 長 他に御意見はございませんか。

(意見なし)

会 長 他に御意見がなければ、諮問事項ク「給食費徴収方法変更に伴うデータ作成業務」について、付帯決議なしで承認・不承認の採決をしたいと思います。よろしいですか。

事務局 (異議なし)

委 員 御異議ございませんので、採決をいたします。諮問事項クを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

会 長 (全員賛成)

事務局 全員賛成と認めます。よって、諮問事項クは承認することといたします。

会 長 それでは、3その他に移ります。事務局何かありますか。

事務局 特にございませんが、今回の会議録につきましても、事務局で草案を作成後、委員の皆様へ郵送させていただき、ご確認をしていただいた後、行政情報センター、ホームページにて公開させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 では、これで第71回個人情報保護運営審議会を終了いたします。

第71回 小田原市個人情報保護運営審議会 資料一覧

●次第

●資料1

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(通信回線を利用した個人情報の取扱いに係る措置の見直しについて)
- ・本市個人情報保護条例の規定
- ・見直し措置イメージ図
- ・オンライン結合に係る諮問関係 用語説明

●資料2

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(ふるさと応援寄附金PR事業)
- ・オンライン結合関係図

●資料3

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(おだわら市民交流センターUMECOホームページの運営)
- ・オンライン結合関係図

●資料4

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(特定検診・特定保健指導等費用支払及びデータ管理に関する業務委託)
- ・オンライン結合関係図

●資料5

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(水道管路情報管理システムに係る機器賃貸借)
- ・オンライン結合関係図
- ・給水装置工事施工承認願
- ・使用材料表

●資料6

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(地域包括支援センター業務支援システム運用事務)
- ・オンライン結合関係図

●資料7

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(外国籍高齢者・障害者に対する福祉給付事務)
- ・外国籍高齢者・障害者に対する福祉給付金事務の執行に必要な個人情報リスト一覧
- ・外国籍市民等給付金支給対象者数把握までのフロー(高齢者・障害者)

●資料8

- ・個人情報取扱事務の諮問事案書(給食費徴収方法変更に伴うデータ作成業務)
- ・個人情報保護運営審議会用資料
- ・事務のフローチャート